

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金制度は、老後、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることを共同連帯によって防止し、もって健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的として創設された制度であり、市町村においては厚生労働省より委任を受け、法定受託事務として国民年金事務の一部を実施している。</p> <p>郡山市は、国民年金法等関係法令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係法令、及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【国民年金業務】</p> <p>①年金給付若しくは一時金の請求書の受理 ②被保険者及び受給権者の資格異動情報の管理及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・学生納付特例申請書の受理 ④年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務</p>
③システムの名称	国保年金システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険及び国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の第31項・第95項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 市民部国民健康保険課(国保税係及び国民年金係) 電話024-924-2141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>] 接続しない(入手) [<input type="radio"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5. ②所属長	国民健康保険課長 山内 政人	国民健康保険課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課（市政情報センター） 電話024-924-3511	変更後：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	I-1 ②事務の概要	郡山市は、国民年金法等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	郡山市は、国民年金法等関係法令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係法令、及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	令和元年10月1日の消費税引上げ施行日から施行のため。（10月分から支給。） ※年金生活者支援給付金の支給に関する法律が平成24年11月26日に交付され、「消費税引き上げ施行日から実施する」と規定された。
令和1年6月27日	I-1 ②事務の概要	【国民年金業務】 ①年金給付若しくは一時金の請求書の受理 ②被保険者及び受給権者の資格異動情報の管理及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・学生納付特例申請書の受理	【国民年金業務】 ①年金給付若しくは一時金の請求書の受理 ②被保険者及び受給権者の資格異動情報の管理及び日本年金機構への報告 ③国民年金保険料免除・学生納付特例申請書の受理 ④年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務	事前	令和元年10月1日の消費税引上げ施行日から施行のため。（10月分から支給。） ※年金生活者支援給付金の支給に関する法律が平成24年11月26日に交付され、「消費税引き上げ施行日から実施する」と規定された。
令和1年6月27日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の第31項	番号法第9条第1項及び別表第1の第31項・第95項	事前	令和元年10月1日の消費税引上げ施行日から施行のため。（10月分から支給。） ※年金生活者支援給付金の支給に関する法律が平成24年11月26日に交付され、「消費税引き上げ施行日から実施す

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日時点	事後	期間経過のため再計算
令和3年9月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日時点	事後	期間経過のため再計算